

サイバーセキュリティお助け隊サービス基準

(1.0 版)

独立行政法人情報処理推進機構

令和3年2月26日

目次

第1章 総則	1
1 サイバーセキュリティお助け隊サービスのコンセプト・目的	1
2 定義	1
第2章 お助け隊サービスの基準に関する事項	2
1 要件	2
2 更新・その他	4
附則	5
1 推奨事項	5
2 その他	5

第1章 総則

1 サイバーセキュリティお助け隊サービスのコンセプト・目的

サイバーセキュリティお助け隊サービス（以下「お助け隊サービス」という。）は、中小企業のサイバーセキュリティ対策を支援するための相談窓口、異常の監視、事案発生時のトリアージ（初動対応）、駆けつけ、及び簡易サイバー保険を含む各種サービスを、安価かつ効果的なワンパッケージで、確実に提供するものをいう。

本基準は、お助け隊サービスの内容を明確化し、当該サービスに関し独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が「サイバーセキュリティお助け隊マーク」の使用を許諾するにあたり充足すべき基準を定めることで、幅広い中小企業において無理なくサイバーセキュリティ対策を導入・運用することを支援し、もってサプライチェーン全体のセキュリティの底上げを図ることを目的とする。

2 定義

本基準における用語の定義は、次に定めるところによる。

（1）ネットワーク一括監視型

お助け隊サービスのうち、UTM（Unified Threat Management・統合脅威管理）等のネットワークセキュリティ監視装置を用いてユーザのネットワーク通信の異常を監視する形態のものをいう。

（2）端末監視型

お助け隊サービスのうち、EDR（Endpoint Detection and Response）等のエンドポイントセキュリティソフトウェアを用いてユーザの端末内部の挙動の異常を監視する形態のものをいう。

（3）実施主体

お助け隊サービスに関する中小企業との契約を行う事業者であり、お助け隊サービス審査登録機関への申請等を行う者をいう。

（4）パートナー

お助け隊サービスを構成することを目的に、実施主体に製品（UTM等）、サービス（駆付け等）、保険を提供する事業者をいう。

（5）チーム

実施主体（1者）とパートナー（複数者でも可）から構成される。

（6）サイバーセキュリティお助け隊マーク

本基準を充足するお助け隊サービスに対し使用を許諾することを目的

としたマークをいう。同サービスに関わるチームに対し、IPAにより本マークの使用許諾がなされる。具体的なマークの使用条件及び注意事項は、マーク使用ガイドラインに定める。

(7) 審査登録機関

サイバーセキュリティお助け隊サービス審査登録機関基準に基づきIPAから委託され、実施主体からの申請に基づき本基準に関する適合性の審査・登録を行う機関

(8) オプションサービス

各事業者がお助け隊サービスの他に、追加して提供する付加的なサービスをいう。

第2章 お助け隊サービスの基準に関する事項

1 要件

お助け隊サービスは、次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

(1) 相談窓口

ユーザからのお助け隊サービスに関する次に掲げる全ての問合せを受け付ける窓口が一元的に設置又は案内されていること。

ア お助け隊サービスの内容、価格、及び申込方法等に関する問合せ

イ UTM の設置方法等、契約後にお助け隊サービスを導入する際の問合せ

ウ アラートの解釈等、サービス利用中の技術的な問合せ、価格調整等の営業的な問合せ

(2) 異常の監視の仕組み

次のいずれかの異常監視サービスを提供すること。

ア ユーザのネットワークを24時間見守り、攻撃を検知・通知する仕組み（UTM等のツールと異常監視サービスから構成）（ネットワーク一括監視型の場合）

イ ユーザの端末（PCやサーバ）を24時間見守り、攻撃を検知・通知する仕組み（EDR等のツールと異常監視サービスから構成）（端末監視型の場合）

(3) 緊急時の対応支援

ユーザと合意したサービス規約等に基づき、ユーザから要請された場合、ユーザの指定する場所に技術者を派遣する等により緊急時の対応支援を行うこと。

(4) 中小企業でも導入・運用できる簡単さ

IT やセキュリティの専門知識のないユーザでも導入・運用できるよう工夫が凝らされていること。

(5) 中小企業でも導入・維持できる価格

以下のアからエの全てを満たすこと。

ア お助け隊サービスの合計価格が月額 1 万円以下（税抜き）（ネットワーク一括監視型の場合）又は端末 1 台あたり月額 2,000 円以下（税抜き）（端末監視型の場合。端末 1 台から契約可能であるものに限る。）であること

イ 最低契約年数は 2 年以内であること

ウ 初期費用、契約年数等の契約にかかる条件もサービス規約等に記載するとともに、口頭または書面によりユーザに分かりやすく説明すること

エ 途中解約した場合の違約金やユーザ側の契約解除の権利等をサービス規約等に記載するとともに、口頭又は書面によりユーザに分かりやすく説明すること

(6) 簡易サイバー保険

インシデント対応時に突発的に発生する各種コストを補償するサイバー保険が付帯されていること。なお、当該保険は初動対応（駆付け支援等）の費用を最低限補償するものであること。

(7) 上記機能のワンパッケージ提供

原則として（１）～（６）の機能をユーザが個別に契約することなく、一元的に購入可能であること。ただし、法令等やむを得ない事情がある場合は個別契約も可とするものの、その場合にあってはユーザにおいて手続上の煩雑さを伴わないよう工夫が凝らされていること。

(8) 中小企業向けセキュリティサービス提供実績

IPA 実施事業「中小企業向けサイバーセキュリティ事後対応支援実証事業」、若しくは「令和 2 年度中小企業向けサイバーセキュリティ対策支援体制構築事業」に参加していたこと、又は類似のサービスを中小企業向けに提供・運用した実績があること。

(9) 情報共有

IPA からの要請に応じて、お助け隊サービス事業者間等の情報共有に協力することに合意し、少なくともアラートの統計情報の提供に応じること。なお、IPA は、本項に基づき情報共有を求めるにあたっては、その内容や方法について、別にガイドライン等を定めることとする。

(10) 事業継続性

お助け隊サービスの提供に必要な要員の確保、品質管理等の社内プロセス整備、企業としての安定した財政基盤、経理処理能力等を有し、それら

を審査登録機関に対して示せること。

2 更新・その他

(1) 登録の更新

実施主体は、本基準の適合性に関し2年毎に更新審査を受けること。

(2) 審査登録機関への協力

チームは、本基準の適合性にかかるサーベイランスをはじめ、審査登録機関からの協力要請等があった場合には、誠実にこれに対応すること。

附則

1 推奨事項

中小企業におけるサイバーセキュリティ対策の導入・運用の更なる利便性向上を図る趣旨のもと、お助け隊サービスの提供にあたっては以下の事項が推奨されるものである。

(1) 独自のオプションサービス提供

お助け隊サービスの他に、さらなるセキュリティ対策の導入を考える企業のためのオプションサービスを用意すること

例：・事前アセスメント等の簡易コンサルティングサービス

・ネットワーク一括監視の仕組み

・デジタルフォレンジック等より広い範囲のコストを補償するサイバー保険

(2) 日本発の技術・製品の活用

日本特有のサイバー攻撃動向により高精度で対応するため、日本発の技術やそれを用いた製品・サービスを活用すること

2 その他

IPAは、本基準第1章1.の目的に照らし必要に応じて本基準の内容について検討を加え、その結果に基づいて適宜見直しを行うこととする。